

## 2 1 陳情第 19 号

2 1 陳 情 第 1 9 号	居宅部分を含めた土地の区道認定・決定の取消に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 5 日 受 理、平成 2 1 年 1 0 月 5 日 付 託
陳 情 者	新宿区下落合————— —————
<p>( 要 旨 )</p> <p>1 石網居宅部分と『滝沢橋とサトウマンションの間の土地』の新宿区道( 2 3 - 6 1 4 ) 認定・決定を取り消して下さい。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>1 地番 4 6 9 - 1 及び地番 4 6 1 - 3 の土地の新宿区道認定・決定をされ困り果てている。</p> <p>2 新宿区みどり土木部等との交渉に困り果てている。</p> <p>3 S 4 0 年代の大臣認可の下行われた神田川分水路用地買収に協力後、知らない間に所有地が小さくなっている。</p> <p>4 新宿区はどこまで管理するのか明確にしていない。</p> <p>5 区議会は司法書士等の言い分や個人的訴えを鵜呑みにし、家があるのを知りながら陳情者所有地の [ 南側 ]、[ 北側 ] を新宿区道として認定、決定したのではないか。</p> <p>6 「新宿区みどり土木部がガッチリとした鉄の門扉( 神田川側の土地に 2 ケ所 ) を設置する。」何時になっても設置しない。</p> <p>7 新宿区と他部所( 都河川部あるいは国土交通省河川局 ) との間に貸した借りたの関係は無い。</p> <p>8 新宿区みどり土木部と新宿区議会および石網の問題です。</p>	